

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成29年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成29年度佐井村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,530 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 302,780 千円

(単位：千円)

事業名		平成29年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	87,556	66,680		58	2,097	18,721
	高齢者福祉事業	37,485			63	3,769	33,653
	児童福祉事業	74,467	17,648		36,779	2,019	18,021
	母子福祉事業	5,475	895			461	4,119
	小 計	204,983	85,223	0	36,900	8,346	74,514
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	33,711	18,225			1,560	13,926
	介護保険事業特別会計繰出金	41,016	622			4,069	36,325
	後期高齢者医療特別会計繰出金	10,069	7,354			273	2,442
	小 計	84,796	26,201	0	0	5,902	52,693
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,027			40	502	4,485
	健康増進対策事業	7,974	231			780	6,963
	小 計	13,001	231	0	40	1,282	11,448
合 計		302,780	111,655	0	36,940	15,530	138,655

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。